

北本市のまちづくりに関する包括連携協定書

北本市（以下「甲」という。）及び別表に示す北本市内郵便局（以下「乙」という。）は、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が相互に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) 子どもの成長を支えるまちづくりに関すること
- (2) 健康でいきいきと暮らせるまちづくりに関すること
- (3) みんなが参加し育てるまちづくりに関すること
- (4) 快適で安心・安全なまちづくりに関すること
- (5) 活力あふれるまちづくりに関すること
- (6) 健全で開かれたまちづくりに関すること
- (7) その他人口減少に対応する持続可能なまちづくりに関すること

2 甲、乙は、連携事項を効果的に実施するため、それぞれの担当窓口を設け、定期的に協議を行うものとし、別に定める具体的な取組事項については、甲乙連携の上、実施するものとする。

（確認事項）

第3条 甲、乙は、本協定の締結が、第三者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（内容の変更）

第4条 甲、乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する2か月前までに、甲又は乙から書面により特段の申出がない場合は、満了日の翌日から1年間、有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の2か

月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、連携事項の実施に当たって知り得た秘密を、相手方の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年7月10日から適用する。
- 2 平成29年1月20日付けで甲及び乙が締結した地域における協力に関する協定は、廃止する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月10日

埼玉県北本市本町1丁目111番地

甲 北本市

北本市長 現王園 孝 昭

北本市内郵便局代表

乙 埼玉県北本市緑1丁目167番地

日本郵便株式会社

北本郵便局長 諏 佐 忠 利

埼玉県北本市東間1丁目42番地

日本郵便株式会社

北本東間郵便局長 中 島 史 賢